

## 特定信書便役務の内容の作成手順（例示）

別添により検討した事項等を次のとおり記載例に反映します。  
（記載例を修正した場合は必要に応じて文言を修正します。）

事業開始の予定日 「1 事業開始の予定日」に反映  
事業開始の予定日を記載します。

取り扱う特定信書便役務の種類 「2 役務の内容」に反映  
「2 役務の内容」の(1)は1号役務、(2)は2号役務、(3)は3号役務です。提供しない役務を削除します。

役務の名称 「2 役務の名称」及び「3 役務の内容(2)ウ（2号役務のみ）」に反映  
「2 役務の名称」の該当箇所に役務の名称を記載します。

### 2 役務の名称

(1) \_\_\_\_\_ 信書便

長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（法第2条第7項第1号に規定する特定信書便役務）

(2) xxxx 信書便

信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの（法第2条第7項第2号に規定する特定信書便役務）

(3) \_\_\_\_\_ 信書便

料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するもの（法第2条第7項第3号に規定する特定信書便役務）

2号役務を提供する場合は、「3 役務の内容(2)ウ」の該当箇所に2号役務の名称を記載します。

### (2) 信書便物の配達の方法

ア（略）

イ（略）

ウ 上記ア又はイのいずれの場合においても、xxxx 信書便にあつては、（略）



実測結果 「3 役務の内容(2)ウ」に反映

「3 役務の内容(2)ウ」は、2号役務を提供する場合のみ記載します。

実測結果を基に引受等箇所数及び総走行距離を記載します。

実測については、別途監理官と相談の上、行ってください。

(2) 信書便物の配達の方法

ア (略)

イ (略)

ウ (略) 差し出された時から配達完了までの所要時間が3時間以内に収まるようにするため、1人の配送員が受け持つ引受箇所数は箇所以内とし、最初の引受地から配達完了までの総走行距離が km以内となるように配車する。

提供区域 「4 提供区域」に反映

提供しない役務を削除します。

引受地と配達地が相違する場合は、「引受地： 県、配達地： 県」のように引受地と配達地を分けて記載します。

送達手段

「3 役務の内容(6)」に反映

提供しない役務を削除します。

記載例のうち使用しない送達手段を削除します。

<参考> 送達手段の区分 ( )内は排気量を示す。

普通自動車(2001cc以上)、小型四輪自動車(661cc以上2000cc以下)

軽四輪自動車(660cc以下)、小型二輪自動車(250cc以上)

軽二輪自動車(125cc以上250cc以下)

第二種原動機付自転車(51cc以上125cc以下)、第一種原動機付自転車(50cc以下)

取扱信書便物の大きさ及び重量 「3 役務の内容(3)」に反映

提供しない役務を削除します。

配達日時 「3 役務の内容(4)」に反映

予定しない配達日時(a、b、c又はd)を削除します。

記載例以外の配達日時を提供する場合は監理官にご相談ください。

(4) 配達日時

ア 上記2(1)及び(3)の場合

a 信書便物の配達予定日の記載がある場合 記載の日に配達する。

b 信書便物の配達予定日の記載がない場合 信書便物の引受日から次により算定して得た日数を経過した日までに配達する。

最初の170km 2日

最初の170kmを超える送達距離170kmまでごと 1日

c 送り状に信書便物の使用目的及び配達日時を記載してその送達を引き受けたときは、送り状に記載した配達日時

イ 上記2(2)の場合

信書便物が差し出された時から3時間以内に配達する。

引受け時間 「3 役務の内容(5)」に反映

料金 「5 料金」に反映

役務別に料金表を作成します。(巡回・定期集配サービスのように利用者との間で協議して定める場合は、その旨を記載します。)

料金表は消費税相当額を含む料金額を表示することとします。